

## 説明会の主な質問と回答

### 府中3・2・2の2及び国立3・3・2 道路暫定開放・交通切替 説明会 (十中通り～甲州街道手前)

開催日時：令和5年11月29日（水）19:00～20:30

開催場所：府中市立府中第十中学校 体育館

※下記の掲載内容は、説明会での主な質問と回答の内容を要約したものです。

#### 【道路暫定開放・交通切替について】

Q1：道路暫定開放・交通切替の具体的な時期はいつか。

A1：道路暫定開放・交通切替については、来年春頃に実施する予定である。詳細な時期が決まり次第、改めてお知らせする。

Q2：全線交通開放を行うまで甲州街道へは接続しないことだが、歩行者や自転車も通行できないのか。また、緊急車両だけでも通行させることはできないのか。

A2：歩行者及び自転車の通路については、甲州街道に接続させることとしている。  
緊急車両の通行については、必要に応じて、工事用搬入路の活用などについて検討していく。

Q3：残っている用地について、土地収用は行わないのか。

A3：現在、残っている用地について、土地等の権利者の方々とお話しを継続しているため、引き続き、任意での用地取得に向けた協議を行っていく。

#### 【線路前後の斜路付階段の設置について】

Q4：斜路付階段が設置されるまで2年程度もかかり、町会が分断されてしまうと思われるが、国立市には説明しているのか。

A4：これまで、踏切撤去や斜路付階段の設置について、地元市である国立市・府中市や、鉄道管理者であるJRと協議・調整を図ってきている。

Q5：なぜ、踏切が閉鎖してから斜路付階段が設置されるまで2年程度もかかるのか。

A5：斜路付階段の設置位置は、踏切前後の市道と重複することとなる。そのため、斜路付階段の設置に必要な用地を確保するために、まず、踏切前後の市道を含めて閉鎖する必要がある。その後、踏切を撤去し、掘割となっている用地を造成したうえで、基礎や橋脚などを施工し斜路付階段が設置される。このステップを経る必要があるため、2年程度の期間がかかると考えている。

**Q 6 : 斜路付階段設置までの期間を短縮してほしい。**

A 6 : 引き続き、地元市である国立市・府中市や、鉄道管理者であるJRと協議・調整を図りながら、なるべく早く斜路付階段が設置できるよう検討していく。

**Q 7 : 斜路付階段には、エレベーターは設置されないので。**

A 7 : 今回暫定開放される立体交差部の歩道が、バリアフリーの基準である「福祉のまちづくり条例」などに示される縦断勾配5%以下となっており、車椅子や高齢者の方でも通行できる構造であることから、斜路付階段にエレベーターを設置することは考えていない。

**Q 8 : 斜路付階段は、自転車も自由に通行できるのか。**

A 8 : 自転車は降りた状態で、斜路付階段に設置される斜路（スロープ）を利用して押しながら昇降することができる。

**Q 9 : 斜路付階段の高さと勾配はどのくらいか。**

A 9 : 斜路付階段の高さは約5.5m、勾配は約25%である。

**Q 10 : 斜路付階段が設置されるまで、仮設の階段を設けることはできないのか。**

A 10 : 斜路付階段の設置に支障となってしまうため、仮設の階段を設置することはできません。

#### 【十中通りの安全対策について】

**Q 11 : 道路暫定開放に伴い、生活道路を通行する車両が増加してしまうのではないか心配である。道路暫定開放の際に、十中通りとの交差部に信号機は設置されないので。**

A 11 : 道路暫定開放時は、生活道路への通過交通の流入を防止するため甲州街道には接続させないこととしていることから、現状と同等の交通量になるとを考えている。

そのため、道路暫定開放の段階では、十中通りとの交差部に信号機は設置しないこととしている。ただし、全線交通開放を行う際には、十中通りとの交差部に信号機を設置する予定である。

**Q 12 : 道路暫定開放後、交通誘導員は1週間程度しか配置されないとのことだが、それ以降はどのように対応するか。**

A 12 : 道路暫定開放により大きく交通形態が変わるため、交通誘導員を1週間程度配置する予定である。その間の状況を見たうえで、必要に応じて、交通誘導員の配置期間や、その他の安全対策等について検討していく。

**【その他】**

**Q13：現在、本路線に不法投棄されているごみを見たことがある。また、道路暫定開放後に違法駐車される心配もある。これら事業地の管理を徹底してほしい。**

**A13：不法投棄のごみについては、事業地管理を徹底していく。**

また、違法駐車が散見された場合には、警察にも相談しながら、対策を図っていく。

**Q14：立体交差部においては、電波障害が懸念されるが、どのように対応するのか。**

**A14：本事業は、環境影響評価の対象路線であり、電波障害についても予測評価している。**  
立体交差部は、高架構造になっているため、電波障害が起こることが予測されることから、本事業により新たな電波障害が確認された場合は、基準に基づき適切に対処する。

**Q15：「府中3・2・2の2及び国立3・3・2」と「府中3・4・5及び国立3・4・5」は同時に開通しないのか。また、開通はいつごろになるのか。**

**A15：当該2路線の事業認可の期間は令和8年3月までとなっているが、用地の取得状況や工事の進捗状況により期間が延伸する場合があることから、それぞれの路線の交通開放の時期については現時点では未定である。**

以上